

岩泉町障害者活躍推進計画の取組状況（令和５年度）

1 目標

	障害者活躍推進計画	目標達成状況
採用に関する目標	当該年６月１日時点の障害者雇用率（2.8％）の達成。 評価方法 毎年の任免状況通報により把握	令和６年６月１日時点の障害者雇用率は、 <u>3.53%</u> であり、 <u>目標を達成</u> している。
定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。	—

2 取組内容

（１）障害者の活躍を推進する体制整備

	障害者活躍推進計画	取組状況
組織面	① 障害者雇用推進者として総務課長を選任し、計画に基づく取組の実施状況の点検を毎年行う。	障害者雇用推進者として総務課長を選任している。
	② 障害者である職員の相談窓口を設置する。	総務課秘書人事室に「障害者である職員の相談窓口」を設置している。
	③ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任する。	「障害者職業生活相談員」を選任している。（令和３年１２月１６日付け）
人材面	障害者職業生活相談員の選任に向けて、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させ、選任している。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

	障害者活躍推進計画	取組状況
	地域の就労支援機関等の助言に基づき、障害者が働きやすい職務内容や勤務時間等の検討を行う。	職務内容や勤務時間の設定について、柔軟に対応している。

(3) 障害者の活躍を推進するための整備体制・人事管理

	障害者活躍推進計画	取組状況
職務環境	新規に採用した障害者については、定期的に面談を行い、必要な配慮等の有無を把握し、可能な範囲内において適切に措置を講じる。 現に勤務する障害者については、年に1回以上、アンケート等を活用し、必要な配慮等の有無を把握し、可能な範囲内において適切に措置を講じる。	定期的に面談を行い、業務内容や職場環境に対しての要望等を聴取し、可能な範囲で改善を図っている。
募集・採用	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ①特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ②自力で通勤できることといった条件を設定する。 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。	職員募集・採用に当たっては、左記の取扱いを行っていない

(4) その他

	障害者活躍推進計画	取組状況
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図っている。